

キャリアパス制度について

キャリアパスに関する要件等の導入

○平成22年10月以降については、長期的に福祉・介護職員を確保・定着させるため、キャリアパス要件等を定め、助成金の額については、要件の適合状況に応じた所定の率を報酬等の総額に乗じて得た額とする。

キャリアパスに関する要件等の概要

①キャリアパスに関する要件

福祉・介護職員の能力、資格、経験等に応じた処遇を行うことを定めること。(キャリアパスを賃金に反映することが難しい場合は、資質向上のための具体的な取組を行うことで可とするなど小規模な事業所向けの配慮も行う)

②平成21年4月報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件

賃金改善以外に実施した処遇改善の内容とその概算額を明示すること。

※キャリアパス要件等にかかる減算率

①又は②を満たす事業所 10%の減算

①及び②を満たさない事業所 20%の減算

○キャリアパス要件等については、キャリアパス要件等届出書を都道府県あて提出していることをもって要件に適合したものとする。

キャリアパスに関する要件

ア 次の①から③までに掲げる要件に該当していること。

- ① 福祉・介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ② ①に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)について定めている。
- ③ ①及び②の内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。

イ アによりがたい場合はその旨をすべての福祉・介護職員に周知した上で、次に掲げる要件に該当していること。福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及び次の①又は②に掲げる具体的な取り組みを定め、すべての福祉・介護職員に周知していること。

- ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT、OFF-JT等)するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。
- ② 資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用(交通費、受講料等)の援助等)の実施

平成21年4月報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件

次に掲げる事項をすべての福祉・介護職員に周知していること。

平成20年10月から届け出を要する日の属する月の前月までに実施した、平成21年4月障害福祉サービス費用の額の改定(以下「平成21年4月報酬改定」という。)を踏まえた処遇改善(賃金改善を除く。)の内容及び当該改善に要した費用の概算額

キャリアパス要件等の届出について

○提出書類

ケース1又はケース2のどちらかで提出

◎…必ず必要 △…場合によって必要

☆ケース1(キャリアパスに関するアの要件で提出する場合※別紙様式6中(1)キャリアパスに関する要件Ⅰ)

◎キャリアパス等届出書(別紙様式6)

△就業規則等又は内規※申請時の就業規則等に変更があった場合又は就業規則の作成義務がない事業所の場合のみ

☆ケース2(キャリアパスに関するイの要件で提出する場合※別紙様式6中(1)キャリアパスに関する要件Ⅱ)

◎キャリアパス等届出書(別紙様式6)

△資質向上のための計画※イの①により提出する場合のみ

○提出期限

- ・提出期限は9月末
- ・期限内に届出の提出がない事業所については、要件に該当しないとみなし、減算の対象となりますので御注意ください。

○提出先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1

大分県福祉保健部障害福祉課自立支援班あて